

東月寒にれこども園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置 運営 主体	名称	社会福祉法人にれ福祉会
	所在地	北海道札幌市豊平区月寒東3条16丁目2-36
	電話番号	011-853-6644
	代表者氏名	理事長 先本 建夫
施設	施設の種類	幼保連携型認定こども園
	施設の名称	東月寒にれこども園
	施設の所在地	北海道札幌市豊平区月寒東3条16丁目2-36
	連絡先	電話番号 011-853-6644 FAX 011-853-6644
	ホームページ	http://www.nirekodomoen.jp
	管理者	園長 松本 優雅
	認可年月日	昭和51年11月1日

(2) 目的

当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(3) 運営の方針

当園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入園する子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるよう育成します。

- 園児の健やかな成長が図られるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- 園児との信頼関係を築き、園児が自ら安心した環境の中で活動が豊かに展開されるよう、よりよい教育及び保育の提供に努めます。
- 未来を担う子どもたちに、計画的でより質の高い教育と保育を一体的に提供します。
- 地域に親しまれ開かれた園づくりを目指し、地域・他園・その他関係組織との交流連携を積極的に進めます。
- 0歳～小学校就学までの発達の連続性を考慮した教育と保育に工夫して取り組みます。

また、当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営します。

2 提供する教育・保育等の内容

当園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づいた教育・保育を行います。

(1) 【教育・保育方針】

- ① 子どもとの信頼関係を基礎として、子どもの人間形成を培う時期に、その専門性を活かして、子どもの主体性を大切にし、生きる力の基礎を身につける手助けをする。
- ② 自発的な遊びを通じて心身の健康と自立を育て、人との関わりを大切に社会性や思いやりの持てる心を育てる。
- ③ 保護者や地域の教育保育に関する要望や意見相談に応じ、社会的責任を果たす。
- ④ 地域の関係機関との連携を図り、障がい児及び個別対応の必要な子どもの発達向上を図る。
- ⑤ 職員の資質向上のために計画的に研修を行い、自己評価やこども園評価等を踏まえ、その改善に努める体制を作る。

【教育・保育目標】

- ・自分のことは、自分でできる子ども
- ・友達と協力できる子ども
- ・小さなことにも感動する、創造性豊かな子ども
- ・健康で素直な明るい子ども
- ・自分の考えを表現できる子ども

(2) (1)に掲げる教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

㊦ 食事の提供

当園での調理により、子どもの年齢・発達に応じ、食事の提供を行います。毎月の献立は、当園の栄養士が栄養計算を行い、独自に作成しています。

栄養面・健康面に配慮し、素材や産地、安心安全な食事の提供を行います。

【 提供時間 】

年齢	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日		11時頃	15時頃
1歳児	月～土曜日	9時頃	11時頃	15時頃
2歳児	月～土曜日	9時頃	11時頃	15時頃
3歳以上児 (1・2号認定)	月～土曜日		11時半～ 12時頃	15時頃

- ④ 子ども・子育て支援法第19条第2号（以下「2号認定子どもという。」）及び子ども・子育て支援法第19条第3号（以下「3号認定子どもという。」）の時間外保育
- ⑤ 子ども・子育て支援法第19条第1号（以下「1号認定子ども」という。）の一時預かり
- ⑥ その他の便宜

(3) 1日の流れ

	0～2歳 (3号の子ども)	3～5歳 (1号・2号の子ども)
7:00	・順次登園 視診 自由遊び 一部睡眠	・順次登園 視診 自由遊び
8:30	・順次登園 (保育短時間) 視診 自由遊び	・順次登園 (保育短時間) 視診 自由遊び
9:15	・片付け 排泄/おむつ交換 手洗い ・おやつ (1歳児以上)	・片付け 排泄 手洗い ・クラス保育
10:00	・設定保育 (室内・戸外で発達に応じた活動)	・3・4・5歳 知育ワーク 体育教室 サッカー教室 音楽教室 きつつたいむ ICT放送教育 まなびのじかん
11:00	・昼食 (離乳食/ミルク)	・4・5歳 英語教室 ICT放送教育 ・排泄 手洗い 昼食
12:00	・排泄/おむつ交換 手洗い 着替え 午睡	
13:00		・降園準備 降園 (1号認定) /一時預かり保育 ・着替え 排泄 手洗い 午睡 (年少・年中)
14:30	・目覚め後 排泄/おむつ交換 手洗い 着替え	
14:45		・起床 排泄 手洗い
15:00	・おやつ ・自由遊び ・排泄/おむつ交換 手洗い	・着替え ・おやつ ・自由遊び
16:30	・降園準備 順次降園 (短時間保育)	・排泄 手洗い ・降園準備 順次降園 (短時間保育)
18:00	・延長保育	
19:00	・保育終了	・延長保育 ・保育終了

(4) 離乳食・アレルギー食等への対応

0・1歳児の離乳期については、個々のお子様の状況により、ご家庭と連携を取りながら進めます。手づかみ食べからスプーン・フォークなどの使用の意欲へつなげることを意識しています。

アレルギーを持つお子様については、ご家庭との連絡を取りながら、原因食材を除去した食事を提供します。可能な範囲で代替え食も提供します。ご利用の際は、申請書に、

チェック表・医師の指示書を添えて提出していただきます。また、アレルギー解除の場合は食物アレルギー対応食解除確認表の提出をお願いします。

(例) 卵・牛乳・小麦粉・そば など

3 職員の職種、員数及び職務の内容 (令和8年4月1日現在)

職 種	職務内容	常勤	非常勤
園 長	当園の管理運営を総括します。教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行います。	1	
副 園 長	園長を補佐し、円滑な管理運営を行います。	2	
主幹保育教諭	園長を補佐し、園務を整理し、園児の教育・保育を行います。	1	
副主幹保育教諭	園児の教育・保育を行い、職員に対し指導及び助言を行います。	4	
保 育 教 諭 (園児数により増減)	教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行います。	2 3	1
栄 養 士	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行います。	2	
調 理 員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。	1	2
用 務 員	園舎内外の清掃、その他運営に必要な雑務を行います。		2
事 務 員	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行います。		1
総 務	園の運営管理に関する総合的な業務を行います。	1	
備考			
1 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関する条例（平成 26 年 10 月 6 日条例第 50 号）に規定する基準を遵守したうえで、教育・保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員の員数は、子どもの人数に応じて変更となる可能性があります。			

4 教育・保育を行う日及び時間等

当園では、教育・保育を提供する日・時間を次のとおり定めています。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号（以下「1号認定子ども」という）の区分に掲げる子ども
- (2) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号（以下「2号認定子ども」という）及び同項第 3 号（以下「3号認定子ども」という）の区分に掲げる子ども
- (3) 教育・保育を提供する日
月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除きます。）ただし、当園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育することがあります。また、お盆の時期などにお休みの協力依頼をす

る場合がありますが、保育を必要とする場合は通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

(4) 連絡方法と対応時間

- ア 当園へのご連絡・ご相談は、原則として電話およびアプリにて承ります。
- イ 当園の対応可能時間は、原則として7:00～19:00 とします。内容により、回答までにお時間をいただくことがあります。ただし緊急性、重要度の高いものは電話にてお願い致します。

区分	提供する曜日・時間	休園日
1号認定 教育時間 一時預かり	月～金曜日 9時00分～13時00分までの範囲内 学期 ㊦前期 4月1日～9月30日 ㊧後期 10月1日～3月31日 7時00分～9時00分 13時00分～18時00分 18時00分～19時00分は追加料金	(ア) 土曜日、日曜日 及び国民の休日、 年末年始 12月29日～1月3日 (イ) 夏季休園 8月12日～8月16日 (ウ) 冬季休園 12月27日～12月28日 1月4日～1月6日 (エ) 春季休園 3月27日～3月31日
2号・3号認定 保育標準時間	月～土曜日 7時00分～18時00分までの範囲内 時間外保育（延長保育） 18時00分～19時00分までの範囲内	日曜日・国民の祝日
2号・3号認定 保育短時間	月～土曜日 8時30分～16時30分 時間外保育 (1) 7時00分～8時30分までの範囲内 (2) 16時30分～18時00分までの範囲内 (3) 18時00分～19時00分までの範囲内	年末年始 12月29日～1月3日

<土曜日登園について>

土曜日の保育体制は平日とは異なります。私用によるご利用は極力お控え頂き、お子様との時間を大切にして下さいますよう、ご理解、ご協力をお願い致します。

土曜日に登園される場合は、必ず前月の 20 日の登園時までに翌月の利用申し込みを行って
ください。

5 保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

【経過措置を設けない場合】

当園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。※教育・保育の無償化の対象のご家庭を除く

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。ただし、1号認定子ども及び3歳児クラス以上の2号認定子どものうち、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、別表に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

(3) 滞納があった場合の取扱いについて

保育料等の支払いについて連続2ヶ月滞納があった場合には、当園の判断により、ご利用を停止させていただく場合がございます。

6 利用定員

(1) 対象児童

1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもに該当する子ども

(2) 利用定員

子どもの区分	定員	区分ごとの定員	クラス
1号認定子ども	15人	3歳児 5人	すみれ組 26人 ゆり組 26人 ひまわり組 26人
		4歳児 5人	
		5歳児 5人	
2号認定子ども	63人		
3号認定子ども	57人	満1歳以上 42人	ちゅうりっぷ組 21人 もも組 21人
		満1歳未満 15人	たんぽぽ組 15人

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 入園・選考方法

入園に関する手続き、選考に関する事項は、以下のとおりです。

ア 1号認定子ども

必要であれば1号認定の申し込み用紙を提出して頂きます。応募が多ければ抽選により決定します。

イ 2号認定子ども及び3号認定子ども

札幌市が行う利用調整により決定します。

(2) 利用の終了

当園は、以下のいずれかに該当する場合は、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定に基づく措置が解除されたとき

イ 札幌市と協議のうえ、利用を継続させることが適当でないと認められたとき

ウ 当園に入園した子どもの保護者が、園長に退園の届出をしたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	小椋こどもクリニック
医 院 長 名	小椋 裕之
所 在 地	札幌市豊平区福住2条1丁目2-5
電 話 番 号	011-852-0211

イ 歯科医

医療機関の名称	アーバン歯科小児矯正クリニック
医 院 長 名	高田富博
所 在 地	札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-91
電 話 番 号	011-857-5511

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、お子様の身体の安全を最優先させます。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
--------	-------------------------

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧 (カンパン、パン)、飲料水、拡声器、携帯ラジオ 避難車等) 		
避難・消火訓練	・避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施します。		
第1次避難場所	園庭	第2次避難場所	青葉公園

(4) 非常災害が発生したとき

以下の自然災害の発生等により、即座に閉園（休園）としなければ安全な保育が継続できないと園長が判断した場合は、閉園（休園）とすることがあります。

災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行います。危険を感じた場合は、当園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいてもかまいません。当園から連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応により子どもの安全確保にご協力をお願いいたします。

ア 施設所在地に避難情報等が発令されたとき

(ア) 開園時間内

高齢者等避難	警戒レベル3	閉園とし、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
避難指示	警戒レベル4	
緊急安全確保	警戒レベル5	
特別警報		

(イ) 開園時間外

高齢者等避難	警戒レベル3	休園とします。
避難指示	警戒レベル4	
緊急安全確保	警戒レベル5	
特別警報		

イ 施設所在地の避難情報等が解除されたとき

施設の安全確保と職員体制が確保され次第、当園から保護者の皆様へ連絡し、開園します。

ウ 札幌市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

(ア) 開所時間内

施設の安全が確認できない場合は閉園とし、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。

(イ) 開所時間外

施設の安全確認と職員体制が確保できるまでは休園としますが、施設の安全確保と職員体制が確保され次第、当園から保護者の皆様へ連絡し、開園します。

9 要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・解決責任者	松本 優雅 (園長)
	・受付担当者	川崎 あゆみ (主幹保育教諭)
	・ご利用時間	当園開園日、開所時間内
	・電話番号	011-853-6644
	・FAX	011-853-6644
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	得田 誠 氏	電話番号 011-855-7095
		役職・肩書等 元学校教諭
	内田 美沙子 氏	電話番号 011-852-0178
		役職・肩書等 特定非営利活動法人理事長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10 ご意見・ご相談とハラスメント防止

(1) ご意見・ご相談の受け止めとお願い

- ア 当園（東月寒にれこども園）は、園児の健やかな育ちを支えるため、保護者の皆様からのご意見・ご相談を大切に、誠実に対応いたします。
- イ 一方で、園児の安全と安定した保育の継続、ならびに職員の心身の安全を守るため、当園は、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動（以下「カスタマーハラスメント」といいます）を行わないよう、保護者の皆様をお願いしています。
- ウ 当園は、「つなぐ、こども園」の理念のもと、互いを尊重し合い、建設的な対話を通じて、よりよい保育環境づくりに努めます。

(2) カスタマーハラスメントの考え方

- ア カスタマーハラスメントとは、当園に対する要望・申出のうち、その内容や伝え方が、社会通念上相当な範囲を超え、当園の業務に支障を生じさせる、または職員・園児・他の保護者の安全や尊厳を損なうおそれのあるものをいいます。
- イ たとえば次のような行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります（これらに限りません）。
 - ・大声での威圧、暴言、人格を否定する発言、差別的発言、脅迫的な言動
 - ・同一内容の繰り返しによる執拗な連絡、長時間の拘束、業務の妨げとなる行為
 - ・事実確認が困難な内容での過度な謝罪要求、職員の処分や退職を求める要求
 - ・合理的な範囲を超える金銭補償・特別対応の要求
 - ・職員や園児の個人情報に関する詮索、無断での公開、SNS等への投稿をほのめかす行為
 - ・園内の安全を脅かす行為（器物損壊、危険物の持込み等）、または他の園児・保護者への迷惑行為

11 虐待の防止◎

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

12 保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	ほいくのほけん（旧全私保連保険制度）
保健の内容	園児賠償責任保険 園児団体傷害保険
保険金額	全私保連保険金支払い指針に基づく

13 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は、個人情報取扱規程に基づき、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、教育・保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

エ その他、法令により提供を義務付けられたとき

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報（保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など）を必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

ウ 当園ホームページ、SNS、きつずノート（連絡用アプリ）、YouTube、Instagram、パンフレット、掲示物等にお子様の写真の掲載。

※入園時に、個人情報取り扱いについての書類を記入していただきます。

掲載を希望されない方は、直接園にお知らせください。

別 表

1 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料には含まれませんので別途お支払いいただきます。
 また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払い頂くことがあります。
 この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

便宜に係る費用 (例)

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額	支払時期
交通費	年中・年長児の社会見学等の移動費	公共交通費 入館料金等	随時
給食費 (1号認定子ども 新2号認定子ども) (※ ¹)	主食費 (ごはん・パン・めん)	平日分 月額1,360円 土曜日分 日額68円	翌月26日振替 (土日祝日の場合は、翌日営業日) (※ ³)
	副食費 (※ ²) (おかず・おやつ代)	平日分 月額4,080円 土曜日分 日額204円	
給食費 (2号認定子ども)	主食費 (ごはん・パン・めん)	月額1,700円	翌月26日引落し (土日祝日の場合は、翌日営業日)
	副食費 (※ ²) (おかず・おやつ代)	月額5,100円	
保健衛生費	ペーパータオル・ティッシュ・ ウェットティッシュ・ビニール袋 ビニールエプロン おむつ処理代 (0・1・2歳)・ 消毒液・シート・マスク・布タオル	月額600円	翌月26日引落し (土日祝日の場合は、翌日営業日)
	雑巾代 (4月のみ)	100円	
各種サブスク 利用料	オムツ代・おしりふき (0・1歳)	月額3,000円	翌月26日引落し (土日祝日の場合は、翌日営業日)
	紙エプロン・手口拭き (0・1歳)	月額800円	
	手口拭き (2・3・4・5歳)	月額250円	
	布団レンタル代 (0~4歳) (敷布団・布団カバー・タオルケット)	月額1,650円	
	※洗濯が必要となった場合、別途請求	※敷布団 880円 布団カバー 132円 タオルケット 132円	

教育活動協力費	Kits 利用料 (すみれ組) (ゆり組) (ひまわり組)	月額500円 月額700円 月額900円	
保育材料費	UVたれ付きカラー帽 (ちゅうりっぷ〜) スマック (すみれ〜) (※ ⁴) メロディオン (年少) クレヨン (年少) ワークブック (年少・年中・年長) ワークブック (ちゅうりっぷ) 連絡アプリ利用料	920円程度 1,800円程度 4,400円程度 (27鍵) 5,800円程度 (32鍵) 670円程度 1,000円程度 500円程度 月額200円	随時 ※多少の値段の変動があります

- (※¹) 1号認定及び新2号認定のご家庭は、長期休み(夏季休園など)にお休み頂いた場合、月額給食費から休んだ日数に応じた金額を減額致します。
- (※²) 副食費については、世帯の所得や家庭構成等により免除される場合があります。副食費が免除される1号認定及び新2号認定のご家庭は平日分1,200円を基本とし、土曜日のご利用に応じて都度、60円を主食費として徴収させていただきます。また、2号認定のご家庭については、平日分1,500円のみ主食費として徴収させていただきます。
- (※³) 土曜日に給食をご利用のご家庭は、翌月平日分の給食費と併せて口座振替にて徴収させていただきます。
利用申請をした場合、当日の登園キャンセルや途中降園となった場合でも給食費は徴収させていただきます。
利用申請時点で、給食をご利用にならない場合は、料金はかかりません。
- (※⁴) スマックは、3歳児以上のクラスに進級または入園時に、購入費を徴収させていただきます。
進級した際には、新しいクラスの色のスモックを1着購入して頂きます。

2 時間外保育に係る利用者負担

項目	保育短時間 (8時30分～16時30分) (18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収)				保育標準時間 (18時～19時)
	7時～8時30分 (1時間30分)		16時30分～18時 (1時間30分)		
	(1時間を超える利用)	(1時間以内の利用)	(1時間以内の利用)	(1時間を超える利用)	
金額	150円	100円	100円	150円	200円
金額 (※ ⁵) (減免世帯)	75円	50円	50円	75円	100円

- (※⁵) 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、2分の1の額を減免します。

(※) 19時以降の料金について、19時10分までは1,000円、以降5分おきに1,000円追加で徴収させていただきます。

3 一時預かりに係る利用者負担（幼稚園型）

区分	金額		
	日額	月額	
		短時間	標準時間
1号認定子ども（満3歳）		18,000円	20,000円
1号認定子ども（3歳以上）(※)	450円		

※「新2号認定」を受けたご家庭は、預かり保育料は一旦園にお支払い頂き、後日償還払いで返金されます。（月額11,300円まで無償化）